

192
D432

様式44

令和5年7月19日

三重県知事

あて

三重県鈴鹿市北江島町17番15号
医療法人祐康会 駒田医院
理事長 駒田 幹彦
電話 (0593) 86 - 0507



決 算 届

令和4年5月1日から令和5年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 4 年 5 月 1 日 至 令和 5 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人祐康会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県 鈴鹿市 北江島町 17 番 15 号

(3) 設立認可年月日 平成 15 年 2 月 26 日

(4) 設立登記年月日 平成 15 年 4 月 4 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	駒田 幹彦	
理 事	駒田 安津子	
同	駒田 麻衣	
監 事	近藤 五百子	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 47 条第 1 項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 49 条の 4 参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院			
診療所	医療法人祐康会 駒田医院	三重県鈴鹿市北江島町17番15号	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]
介護老人 保健施設			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年6月30日 令和3年度決算の決定

令和5年4月15日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 祐康会 駒田医院
所在地 鈴鹿市北江島町17番15号

※医療法人整理番号 0432

財 産 目 録
(令和5年 4月30日現在)

1. 資 産 額	53,533 千円
2. 負 債 額	35,852 千円
3. 純 資 産 額	17,681 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	44,316
B 固 定 資 産	9,216
C 資 産 合 計 (A + B)	53,533
D 負 債 合 計	35,852
E 純 資 産 (C - D)	17,681

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 祐康会 駒田医院
所在地 鈴鹿市北江島町17番15号

※医療法人整理番号 0432

貸 借 対 照 表
(令和5年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	44,316	I 流 動 負 債	9,232
II 固 定 資 産	9,216	II 固 定 負 債	26,620
1 有 形 固 定 資 産	7,410	負 債 合 計	35,852
2 無 形 固 定 資 産	1,797	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	8	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	7,681
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	17,681
資 産 合 計	53,533	負 債 ・ 純 資 産 合 計	53,533

様式 4 - 2

法人名 医療法人 祐康会 駒田医院
所在地 鈴鹿市北江島町17番15号

※医療法人整理番号 11432

損 益 計 算 書
(自 令和4年 5月 1日 至 令和5年 4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	72,094
2 事業費用	51,813
本来業務事業利益	20,281
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	20,281
II 事業外収益	4,240
III 事業外費用	
経常利益	24,522
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	24,522
法人税等	2,057
当期純利益	22,464

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人祐康会

理事長 駒田 幹彦 殿

私は、医療法人祐康会の令和4会計年度（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

医療法人祐康会
監事 近藤 五百子

